

「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」の締結について

2023 年 9 月 25 日

東京都三宅村

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社

東京都三宅村（村長：櫻田 昭正、以下、「三宅村」）および東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（常務執行役員東京総支社長：須藤 義嗣、以下、「東電 P G」）は、9 月 21 日、「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、三宅村の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、環境、エネルギーの分野において、相互の連携を強化するものであり、エネルギーの地産地消や面的利用等の推進、再生可能エネルギーの利活用及び導入拡大など、三宅村の地域特性を踏まえつつ、地域循環共生圏実現の絵姿を共に考え、共に創りあげていくことを目的としています。

また、本協定の締結を機に、今後各々の役割や具体的実施事項等について定期的に協議を重ね、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィット（複数の社会課題の同時解決）を創出し、レジリエントな社会や循環型社会および脱炭素社会の実現に向け、双方の連携を深めていきたいと考えています。

1. 締結日

2023 年 9 月 21 日

2. 協定の概要

- ・ レジリエンスの強化に関すること
- ・ 省エネ推進に向けた取組に関すること
- ・ エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- ・ 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- ・ 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- ・ 豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
- ・ 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

＜別紙 1＞ 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

＜別紙 2＞ 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社 広報・地域担当 TEL：03-6375-5429

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

東京都三宅村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、東京都三宅村の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、脱炭素なまちづくり及び持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災、環境、エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、防災レジリエンスの強化及び脱炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）防災レジリエンスの強化に関すること
 - （2）省エネ推進に向けた取組に関すること
 - （3）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
 - （4）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
 - （5）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
 - （6）豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
 - （7）上記をはじめとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2023年9月21日

甲：東京都三宅島三宅村坪田1774番地 乙：東京都新宿区新宿五丁目4番9号
東京都三宅島三宅村長 東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 東京総支社長

櫻田 昭正

須藤 義嗣

東京都三宅村「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する
連携協定」の締結について



【写真左から、櫻田東京都三宅村長、佐藤三宅島事務所長(東電 PG)】